

経営会議の内容

件名	大和州市税条例の一部改正（わがまち特例を改正）について
所管部	総務部
日時・場所	令和4年10月27日（木）13:45 ～ 14:05 研修室
出席者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境施設農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、収納課長、資産税課長、下水道経営課長、下水道・河川施設課長
提出理由	地方税法等の改正に伴い、市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	<p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在市内にある下水道除害施設数と、その施設に関するわがまち特例が適用されている件数は。 （所管部）令和3年度末時点で172件の届出が確認できている。そのうち特例を適用しているのは1件である。 ・ 全体の施設数に対して特例が適用されている施設が少ない理由は。 （所管部）基本的に特例を申請するかどうかは事業者の判断であり、明確な理由の把握は困難であるが、本市では償却資産の申告の手引きやホームページなどで制度を周知しているところである。 ・ わがまち特例とは、地域の実情に合わせて税制に裁量を与えられている制度と理解しており、例えば市として力を入れている施策に関するものであれば国の参酌基準を超えて税負担の軽減を図ることができる。本市がこれまで定めてきたわがまち特例のうち、国の参酌基準を採用しているもの、参酌基準を超えて特例割合を定めているものの内訳は。 （所管部）本市では20件のわがまち特例を市税条例に定めているが、そのうち国の参酌基準通りの割合を採用しているものが11件、参酌基準を超えて市が選択できる最大の軽減となる特例割合を定めているものが9件である。9件の内訳は、待機児童の解消を図るための保育施設に関わるものが4件、再生可能エネルギーに関わるものが2件のほか、災害対策、中小事業者の支援、市民緑地に関わるものがそれぞれ1件となっており、いずれも市の施策として推進している取り組みに関するものである。 ・ 今回、地方税法の改正によって下水道除害施設に対するわがまち特例の見直しが行われたわけだが、国の参酌基準通りの特例割合を採用したとしても、事業者側の税の軽減効果の影響は極めて小さいものと感じる。そうしたことを踏まえると、国の狙いはどこにあるか。 （所管部）わがまち特例の創設は、地域の自主性・自立性を高めるための地方分権の流れが背景にあり、制度はこれからも継続していくものと捉えている。また、下水道除害施設の課税に関しては、わがまち特例創設以前、非課税であったところからスタートしており、全国的に下水道施設の整備が進むことに伴い、税の軽減幅が縮小されてきている傾向がある。 ・ 理念ばかりで効果がないということにならないよう、わがまち特例の制度に関しては、様々な場で意見を発してもらいたい。
会議結果	案のとおり、進めていく。